

①基本行動マニュアル：地震による災害の場合

1. サークル・教室活動員の基本行動

- (1) 直ちに活動を中止し、自らの安全を確保する。
- (2) 地震のだけの場合は運動場や体育館など安全と考えられる近くの場所へ避難させる。  
火災も発生した場合は火災発生場所から速やかに避難させる。
- (3) 安全が確保された時点で発生時刻及び対象者名（人数）を確認・記録する。  
メンバーの家族への連絡は、携帯電話・SNSを用いて行なう。
- (4) 被災状況・避難結果をSHC事務局まで報告する。

2. SHC従業員の基本行動

- (1) 非常放送設備を用い、構内に危機の発生を告げる。  
「ただいま大きな地震が発生しました。活動を中止して安全と思われる場所に避難してください。」
- (2) 問い合わせ対応  
事務局へ問い合わせがあった場合（文例）  
「こちらは調和SHC倶楽部です。ただいま大きな地震が発生しました。現在〇時〇分。活動中の〇〇サークルと□□教室は活動を中止し、そのまま体育館および会議室に待機しています。大人の方は事態が落ち着いてから帰宅してもらいますが、子ども達は保護者の方に引取りをお願いします」
- (3) SHCへの報告  
サークル・教室活動員の報告を受けて別紙（7）の用紙を用い会長宛に結果報告を行なう。

②基本行動マニュアル：火災による災害の場合

1. サークル・教室活動員（第一発見者）の基本行動

- (1) 直ちに活動を中止する。煙が出ている場合は口をタオルやハンカチなどで塞ぎ姿勢を低くし速やかに火災発生場所から離れた場所に避難する。
- (2) 初期消火が可能な場合SHC従業員と連携して火災の消火作業を実施する。同時に消防署 119 へ通報する。
- (3) 安全が確保された時点で発生時刻及び対象者名（人数）を確認・記録する。メンバーの家族への連絡は、携帯電話・SNS を用いて行なう。
- (4) 被災状況・避難結果をSHC事務局まで報告する。

2. SHC従業員の基本行動

- (1) 非常放送設備を用い、構内に危機の発生を告げる。  
「ただいま火災が発生しました。活動を中止して火災発生現場から離れてください。」
- (2) 問い合わせ対応  
事務局へ問い合わせがあった場合（文例）  
「こちらは調和SHC倶楽部です。ただいま火災が発生しました。現在〇時〇分。活動中の〇〇サークルと□□教室は活動を中止し、大人の方は事態が落ち着いてから帰宅してもらいますが、子ども達は保護者の方に引取りをお願いします」
- (3) SHCへの報告  
サークル・教室活動員の報告を受けて別紙（7）の用紙を用い会長宛に結果報告を行なう。

③基本行動マニュアル：伝染病（COVID-19）等の場合

事務局対応

1. 感染防止対応

東京都及び調布市のガイドラインに従いSHC従業員は感染症防止策を講じる。

3密対応

- |            |  |
|------------|--|
| ・換気の悪い密閉空間 | 換気を行う  |
| ・多くの人々が密集  | ソーシャルディスタンスを確保する                             |
| ・至近距離での密接  | マスクの着用・ソーシャルディスタンスを確保する<br>スクリーンを設置して飛沫を遮蔽する |

その他の対応

- ・検温などの体調確認
- ・手洗い、消毒の励行
- ・利用施設・利用器具の消毒

2. 感染者の発生対応

感染者が出た場合SHC従業員は以下の対応を行う。

- ・感染者が出た場合は保健所の指示に従い速やかに隔離・治療に入るように指導する。
- ・濃厚接触者も同様に保健所の指示に従い隔離に入るように指導する。
- ・感染者及び濃厚接触者が出た場合は調布市スポーツ振興課に連絡をする。
- ・感染者及び濃厚接触者の個人情報については極秘扱いとする。

④基本行動マニュアル：台風・水害による災害の場合

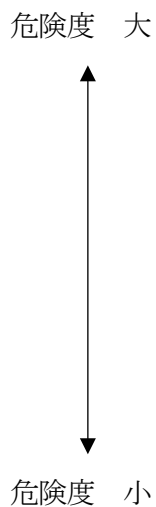
1. サークル・教室活動員の基本行動

- (1) 大型台風や大規模な風水害が気象庁から発表されて、調布市にも避難指示等が発令された場合、事務局と連携して直ちに当該サークル活動を中止しその旨を参加予定者全員に連絡する。
- (2) 安全が確保された時点で発生時刻及び対象者名（人数）を確認・記録する。メンバーの家族への連絡は、携帯電話・SNS を用いて行なう。
- (3) 被災状況・避難結果をSHC事務局まで報告する。

2. SHC従業員の基本行動

- (1) 大型台風や大規模な風水害が気象庁から発表されて、調布市にも避難指示等が発令された場合、調布市スポーツ振興課と連携し大町スポーツ施設、大町ふれあいの家での活動を中止する。その旨を当該サークル代表に伝える。
- (2) SHCへの報告  
サークル・教室活動員の報告を受けて別紙（7）の用紙を用い会長宛に結果報告を行なう。

警戒レベル



警戒レベル5	災害発生情報（市町村） 大雨特別警報（気象庁）
<b>警戒レベル4</b>	<b>☆避難指示</b> （市町村） 土砂災害警報情報 氾濫危険情報（気象庁）
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始（市町村） 洪水警報・大雨警報 氾濫警戒情報（気象庁）
警戒レベル2	洪水注意報・大雨注意報（気象庁）
警戒レベル1	早期警戒注意報（気象庁）

⑤基本行動マニュアル：不審者の侵入等の突発的な人的災害の場合

1. サークル・教室活動員の基本行動

A 不審者と遭遇した場合

(1) 直ちに活動を中止する。警察「110番」に電話して警察の到着を待つ。

不審者に対しては必ず複数人で対応する。

(2) 不審者が退場したら、施錠し再侵入を防止する。

(3) SHC従業員に事態を報告すると共に連携を図る。

B 不審者が近くに出没しているという情報を受けた場合

(1) 直ちに活動を中止して活動場所を内から施錠し、不審者の侵入を防ぐとともに「110番」に電話し保護を求める。

(2) SHC従業員に事態を報告すると共に連携を図る。

2. SHC従業員の基本行動

(1) SHC従業員は非常放送設備を用い構内に危機の発生を告げる。

「ただいまこのあたりに不審者が出没しているという情報を受けました。ただいま警察に連絡しました。活動中のサークルは活動を中止し、そのまま待機して下さい」

(2) 退避行動指示

事態の収拾後

大人は帰宅させて子どもは保護者に引き取ってもらう。

(3) 問い合わせ対応

事務局へ問い合わせがあった場合（文例）

「こちらは調和SHC倶楽部です。現在〇時〇分、不審者が出没しているという情報がありました。活動中の〇〇サークルと□□教室は活動を中止し、そのまま体育館および会議室に待機しています。大人の方は事態が落ち着いてから帰宅してもらいますが、子ども達は保護者の方に引取りをお願いします」

(4) SHCへの報告

サークル・教室活動員の報告を受けて別紙（7）の用紙を用い会長宛に結果報告を行なう。

⑥基本行動マニュアル：救急救命行為を必要とする突発的な事故が発生した場合

1. サークル・教室活動員の基本行動
  - (1) 直ちに活動を中止しSHC従業員に連絡する。
  
2. SHC従業員の基本行動
  - (1) SHC従業員は自らの新型コロナウイルス感染予防対応を行いながら傷病者の救命処置を直ちに行う。  
救命処置は以下のことを行う。
    - ・心肺蘇生
    - ・AEDを用いた除細動
    - ・気道異物除去
  - (2) 意識の有無・怪我の度合い・嘔吐など状況判断して必要な場合は消防署「119番」に電話し救急車の救護を求める。
  - (3) 発生時刻および怪我人の氏名を確認・記録する。
  - (4) 傷病者の家族への連絡し、現状を報告する。
  - (5) 活動を継続するか中止するかを決める。
  - (6) SHCへの報告  
別紙(7)の用紙を用い会長宛に結果報告を行なう。